

令和4年4月

ご購入者各位

東京法令出版株式会社

「3訂版 わかりやすい古物営業の実務」お詫びと訂正のお願い

本書に誤りがございました。

大変お手数をおかけいたしますが、本文119頁 Q26を次のとおり訂正してお使いいただきますよう、お願い申し上げます。

Q26

変更の「3日前」又は変更後の「14日以内」の考え方について教えてください。

A 「3日前」とは、中3日を設けるといふ趣旨です。例えば、変更日が10月24日であれば、届出は10月20日までにしなければなりません。

また、3日前の日が土・日・祝日である場合には、その直前の開庁日となります。「14日以内」とは、翌日から起算して14日目に当たる日まで（14日目を含む。）という趣旨です。例えば、10日に管理者を変更した場合には、届出は翌11日から起算して14日目に当たる24日まで（24日を含みます。）にしなければなりません。

